

第6章 EC諸国における障害者の就業・雇用関連統計

第1節 はじめに

ここでは、政府統計を利用して障害者労働市場の状態を就業・雇用と失業を中心にマクロ的に把握することを試みる。日本とアメリカについてはその一部を、『障害者労働市場の研究(1)』でとりあげたので、ここではEC（ヨーロッパ共同体、現在はヨーロッパ連合(EU)へと発展）諸国における政府統計データの検討、分析を試みる。現在、ECでは、障害者の社会的・経済的参加を含む社会政策の大きな統合へむけての動きが活発にすすめられている¹⁾。本稿で利用する統計データの収集も、障害者の行動計画（ヘリオス：HELIOS）からの財政的支援を受けて実施されたものである。

本稿で主に利用するデータは、1991年と92年にECの統計局（Statistical Office of the European Communities）が刊行している『障害者の統計データ集』(Disabled Persons: Statistical Data) の第1巻（西ドイツ、ギリシャ、フランス、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル）と第2巻（ベルギー、デンマーク、スペイン、アイルランド、イタリー、イギリス）に収録されている統計である。第1巻の対象国のデータは1990年5～6月まで、第2巻の対象国のデータは1991年5～6月までのものである。そこでは、当時のEC加盟国12カ国の障害者の社会経済状態に関連データの収集・整理が中心となっており、分析は一部されているにすぎない。

EC刊行の『障害者の統計データ集』は、ECから依頼をうけた Stephanos Grammenos氏（ヨーロッパ政治社会経済センター：Centre de Politique Sociale et Economique Européenne）が、とりまとめたものである。このプロジェクトによる研究は、ヨーロッパには多くの障害者がいるにもかからわず、政策立案のための信頼できるデータが不足しているという問題認識から、統計調査手法の検討も視野に入れて行われている。また、この研究は、ECが1983年に刊行した Guy Mangin 氏による『障害者と就業：EC加盟国における現状の統計分析』("The handicapped and their employment: statistical study of situation in the Member States of the European Communities") の研究成果を引きついだものである。

この『障害者の統計データ集』では、1) 各国の統計調査結果だけでなく、その調査名称及び収集方法や障害の定義についても詳細に記載している、2) 社会保障及び登録機関によるデータだけでなく、人口センサスや全国規模の調査も網羅している、3) 障害者総数だけでなく年齢、性、障害の種類・程度、障害の発生原因、教育、就業・失業など障害者の就業・雇用や失業状態

を把握する上で基本となる統計指標が扱われている、などを大きな特徴としてあげができる。もちろん、国によっては実施されている統計データの量や質でバラツキがみられること、各国の統計データを比較するため編者による一部データの加工がされているなどの制約がある。

しかし、現時点ではEC諸国の障害者の就業・雇用状態を把握する上では、最有力の統計資料とみることができる。本章では、障害者の就業・雇用や失業状態を把握するために、各国及び各調査の「障害の定義」や調査対象範囲の差異などを考慮しながら、以下のことを整理、分析してみることが具体的な課題となる。

第1は、障害者の総数の把握である。その数は、障害の定義や調査方法によっても大きく変わるので注意が必要である。それ以外にも、障害者雇用や職業リハビリテーションの基礎データとするには、国によって異なるが16～64歳年齢層である労働人口（生産年齢人口あるいは経済活動人口）に注目することがきわめて重要である。65歳以上の老人と労働年齢階層の障害者がかかえる問題は明らかに違うことが多いからである。そのため、年齢別や性別データに注目する。また、ここでは全体の障害者の把握という点では大きな限界がある社会保障及び登録機関によるデータよりも、健常者を含むデータあるいは全国規模の調査データに注目する。前者のデータは、重複して受給する者もあり、障害者数の正確な把握が困難であるからである。

第2は、就業している障害者数の把握である。これは、各国の障害者就業政策の結果指標でもあり、また、各国の雇用慣行や産業構造の影響を受けている労働市場構造との関係を無視した評価はできないが、ここでは、比較的データが収集しやすい労働年齢の障害者の就業率（＝障害者総数に対する就業障害者の比率）や失業率に注目することが基本となるであろう。また、障害をもつ就業者がどんな経済活動分野で就業しているのかについても把握してみる。さらに、障害者の就業促進政策との関連が強い二つの側面にも注目してみる。一つは一般的（競争的市場）環境において就業・雇用を規定している「障害者割当雇用制度」のもとで就業・雇用している障害者数の把握である。もう一つは保護的就業環境において就業している就業者数の把握である。とくに、後者では社会福祉制度との関連もあって、その就業者実態は相当のバラエティがあり、その正確な把握には困難がともなうことが予想できる。

以下の整理、分析では紙幅の関係もあり、最近の統計データが多く、しかも人口規模が日本の約半分で5～6千万人と多いイギリス、ドイツ（データは西ドイツのみ）、フランスの3カ国に限定する。それ以外のEC加盟国については、今後の課題として残す。

第2節 イギリス

1 障害者の就業関連統計

ここでとりあげる統計調査は、前述したE C刊行の『障害者の統計データ集』に掲載されているものの一部で、イギリスの関係では以下の7つである。まず、それぞれの調査の概要を述べる。

調査① 全国家計調査 (G H S : The General Household Surveys)

統計局(O P C S : Office of Population Censuses and Surveys)が、グレートブリテン(Great Britain : England, Scotland, Walesを含む英国の主島、以下G Bと略)の家計を対象にしたサンプル調査である。1985年以降は毎年実施されている。この調査では障害を、a.インペアメントをもつ人(Persons with an impairment)：慢性的病気(chronically sick)、障害(disabled)、廃疾(invalid)をもつ人、b.それによって活動が制限されている人(Persons with an disability)：慢性的病気、能力低下、廃疾のために活動が制限されている人、この二つから定義している。

調査② 労働力調査 (L F S : The Labour Force Survey)

O P C Sが、連合王国(United Kingdom : グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、以下U Kと略)の男性16~64歳、女性16~59歳の労働年齢層に対象を限定して実施したサンプル調査である。この調査では障害を、a. (持続期間については条件をつけずに) 健康問題(health problem)あるいはインペアメント(impairment)をもち経済活動状態にある(労働力人口となっている)人、b.自分が行う有給労働の世界(the nature of the paid work)で制限をもたらす健康問題あるいはインペアメントをもつ人で、この2つは区別している。前者は後者よりも広く定義している。ただし、この調査の障害定義ではその持続期間を問っていないという大きな制約があることに留意すべきであろう。

調査③ 障害者調査－成人－

O P C Sが、G Bの16歳以上の成人障害者を対象に実施した調査である。1985年には在宅、1986年には長期滞在の施設収容を対象とする調査を実施。この調査の障害の定義は、国際障害分類 (I C I D H : International Classification of Impairment, Disability and Handicaps) のなかの能力障害(Disability)レベルの分類を利用している。しかし、この障害定義は、「障害者(雇用)法」(1944年)のそれとは一致していない²⁾。

この調査では、男性16～64歳、女性16～59歳の成人障害者について、日常活動の制限を経験している人を障害者ととらえ、施設を除く在宅の障害者の報酬を伴う就業と失業についても把握している。失業については、職を探している人、一時的ではなくて長期的疾病をもち職を探そうとしている人、職を探さなくてもすぐに仕事に就くことができる人、この3つのレベルから把握している。

調査④ 障害者調査－児童

この調査は、上記の調査の児童版である。O P C Sが、G Bの16歳未満の障害児童を対象に実施。1985年には在宅、1988年には施設収容を対象とした調査を実施している。

調査⑤ 職業生活障害者調査（S C P R調査）

1989年の6月と9月に、雇用庁(Employment Service)の委託で、社会・地域計画研究所（S C P R : Social and Community Planning Research）が実施した調査である。1944年障害者（雇用）法のもとにある登録障害者の規模や、保護的就業者などを全国的規模で推計するために実施した。

調査の第1段階では簡単な識別のためのインタビュー調査(sift interview)で、施設を含まないG Bにおける約4万世帯を抽出、それを対象とした世帯調査を実施している。世帯のなかで、16～64歳（女性は59歳）の労働年齢層で、障害者登録の可能性がある経済活動をしているもの（就業者と失業者を含む）を識別するための調査で、その結果、21,826世帯、46,141人の個人情報をあつめた。

調査の第2段階では、その経済活動をしており職業生活障害(occupational disability)をもたらす健康問題やインペアメントをもつ2,417人を選び、1,713人にフルインタビュー調査を実施した。その結果、1,453人が労働市場で障害をもつ人である（このなかには、厳密な意味での労働力ではないが、1年内に労働することを希望する人も含めている）ことが確認された。また、障害者登録の可能性をチェックするために、ジョブセンターに専門職員として配置されている障害者雇用専門官（D R O s : Disablement Resettlement Officers）の協力で、1,346人に対する障害者登録の可能性の評価もあわせて実施している。

この調査の障害者の定義は、慢性的な（少なくとも最近1年以上）健康問題あるいは精神的、身体的、心理的インペアメントをもつ人である。そして、この調査の特徴は、男性16～64歳、女

性16～59歳の労働年齢の「職業生活障害者」(Persons with occupational disability)を選び、その状況を経歴などを含め詳細に把握している点にある。その「職業生活障害者」については、a.彼らの年齢、経験、資格にふさわしい職をえたり、維持することに関して不利な人、b.彼らができるであろう有給労働でその仕事内容(nature)、量、配置で制限のある人、c.彼らの年齢、経験、資格にふさわしい新しい職をえたり、維持することが困難とみられる人、この三つから定義している。つまり、労働年齢以外の年齢層や日常生活の活動だけで制限を感じている人はここでいう障害者には含まれていない。

そして、このサンプル調査の結果については、復元した数値が公表されており、経済活動をしている職業生活障害者(Economically active persons with an occupational disability)の総数を1,272,000人と推計している。統計的誤差を考慮すると、その数値は、1,171,000人～1,392,000人となる。

なお、この調査の詳細な報告書がPrescott-Clark [1990] である。労働市場における障害者問題をみると、他にない重要な視点、データを提供しているので、本節の後半ではE C刊行の『障害者の統計データ集』以外にその報告書の結果もとくにとりあげてみる。

調査⑥ 障害者雇用割当制度の適用者調査

雇用庁(Employment Service)が、毎年実施している調査である。障害者雇用割当制度(quota system)については、1944年（北アイルランドでは1945年）の「障害者（就業）法」で規定している²⁾。同法では、障害者登録制度を採用しており、この調査では、障害者のなかでもその登録をした障害者に限定される。

調査⑦ 保護的就業の障害者調査

雇用省(Department of Employment)が、毎年3月末のG Bにおける保護的就業プログラム(SEP : Sheltered Employment Programme)の利用者を把握したものである。このプログラムの利用者は、通常の労働市場(ordinary labour market)で十分能力を発揮することができない身体的、感覚的、精神あるいは心理的障害をもつ人で、a.保護的工場にいる人、b.レンプロイ公社(Remploy Ltd)で就業している人、c.通常の労働環境のもとで、障害をもたない人と並んで働くことを重度障害者に可能としている企業内保護的就業制度(SPS : Sheltered Placement Scheme)や保護的産業グループ(SIGs : Sheltered industrial groups)の人と、3種類に分けることができる。上記のcは、企業内保護就業制度で、一般の企業のなかに保護的

職場を設け、そこで障害者の就業確保・促進をすすめようとするプログラムである。

2 障害者の総数

障害者雇用や職業リハビリテーション研究においては、障害者総数そのものよりも、16～64歳層の労働年齢階層で把握することが重要である。そこで、まず、年齢別障害者総数、とくに16～64歳の労働年齢人口の障害者数についてみておこう。

障害者の総数を把握するために利用できる統計データは前述した関連調査リストのうち、調査①全国家計調査（GHS）、調査②労働力調査（LFS）、調査③障害者調査－成人－、調査④障害者調査－児童－、調査⑤職業生活障害者調査（SCP-R）の五つである。調査⑤を除き他はすべて政府の統計局が実施した調査である。調査⑤も雇用省からの委託の全国調査で、サンプルを復元した全国的規模の数値を公表しているので、政府統計に近いとみてよい。

第1は、全年齢層を対象とし、障害者以外も含む全国家計調査からの把握である。障害者総数が1,057万人で、そのうち労働年齢層である16～64歳層が587万人、その比率は55.6%と半数以上を占めていることがわかる（表6-1-(1)）。

第2は、障害者以外を含む労働年齢層（16歳から男性は64歳、女性は59歳まで）を対象とした労働力調査からの把握である。1986年の障害者総数が672万人と、前述の家計調査の労働年齢の障害者数よりも多くなっている（表6-1-(1)）。この両調査の結果の違いは実施時期の問題もあるがそれだけではない。労働力調査では、慢性的病気や障害の持続期間をとくに問うていないので、短期間の病気や廃疾をもつ人を含むことになり、他の調査と比べ障害者数が多くなっているのである。しかし、両調査とも年齢階層が高くなるにつれて、障害者比率が高くなる傾向は明確にわかる。

第3は、障害者だけを対象とした障害者調査である。16歳以上の成人調査と16歳未満の児童調査をあわせた結果でみると障害者総数は656万人である。障害者総数のなかで労働年齢層である16～59歳層は193万人でその比率は29.4%である（表6-1-(2)）。前述の二つの調査と比べ、障害者調査による労働年齢層の障害者数が少ないので、障害者調査が障害を一定の活動あるいはその活動についての制限のみに限定した調査のためである。

表 6-1-(1) 年齢別障害者数
－全国家計調査88年と労働力調査86年－

全國家計調査 1988年				労働力調査 1986年			
年齢	千人	A %	B %	年齢	千人	A %	B %
15歳以下	729	6.9	7.0				
男	421	8.8	7.0				
女	308	5.3	6.0				
16~44	2,730	25.8	12.0	16~24	1,016	15.1	11.0
男	1,320	27.5	11.0		529	13.3	11.2
女	1,410	24.4	12.0		487	17.7	10.7
				25~49	3,681	54.8	19.5
					2,104	53.1	22.2
					1,577	57.2	16.8
45~64	3,144	29.8	27.0	* 50~59/64	2,025	30.1	26.9
男	1,583	33.0	27.0		1,333	33.6	29.9
女	1,561	27.0	26.0		692	25.1	22.5
65~74	1,978	18.7	40.0				
男	886	18.5	41.0				
女	1,092	18.9	40.0				
75歳以上	1,986	18.8	53.0				
男	584	12.2	46.0				
女	1,402	24.3	56.0				
計	10,567	100	19.0	計	6,722	100	18.8
男	4,795	100	18.0		3,966	100	21.2
女	5,773	100	20.0		2,756	100	16.2

注) A : 男, 女, 男女計に対する比率
B : 同じ年齢グループの障害者比率
* 男は64歳, 女は59歳までである

第4は、前述の労働力調査と同様に労働年齢層に限定した職業生活障害者調査である。職業生活障害者調査の報告書(Prescott-Clark [1990])では、調査の第1段階の調査対象者の識別調査(sift interview)から、以下の推計結果を出している。全体の経済活動人口総数は3,373万人、

そのうち「健康問題やインペアメントの障害をもつ」人は726万人、全体に占めるその比率は21.5%、「健康問題やインペアメントと職業生活障害をもつ」人は285万人、全体に占めるその比率は8.4%である。また、職業生活障害者は障害者のうち39%を占めている。表6-1-(3)は、上記の二つの障害の見方の人数を年齢別にみたもので、両者の差が大きいことがわかる。なお、「健康問題やインペアメントと職業生活障害をもつ」人は285万人であるが、その内訳は、a.経済活動をしている人は140万人、b.1年以内に労働をすることを希望している人は21万人、c.経済活動をしておらず、希望もしない人は124万人と推計している(Prescott-Clark [1990])。

表6-1-(2) 年齢別障害者数
－障害者調査(成人・児童)85年－

年齢	障害者調査(成人・児童) 1985年		
	千人	A %	B %
16歳未満	360	5.5	3.2
男	218	7.9	3.7
女	143	3.8	2.6
16~29	340	5.2	2.8
30~39	342	5.2	4.4
40~59	1,246	19.0	10.0
60~79	3,021	46.0	31.2
80歳	1,254	19.1	71.4
計	6,562	100	11.9
男	2,763	100	
女	3,799	100	

注) A : 障害者の男、女、男女計に対する比率

B : 同じ年齢グループの障害者比率

表 6－1－(3) 年齢別障害者数
－職業生活障害者調査89年－

健康問題やインペアメントをもつ障害者 1989年				職業生活障害をもつ障害者 1989年			
年齢	千人	A %	B %	年齢	千人	A %	B %
16～24	1,055.8	14.5	13.6	16～24	295.0	10.4	3.8
25～34	1,299.1	17.9	16.1	25～34	395.4	13.9	4.9
35～54	3,144.2	43.3	23.0	34～54	1,259.5	44.4	9.2
55～59／64 ＊	1,765.8	24.3	41.5	55～59／64 ＊	889.3	31.3	20.9
計 ＊＊	7,256	100	21.5	計 ＊＊	2,845	100	8.4

注) A : 男, 女, 男女計に対する比率

B : 同じ年齢グループの障害者比率

* は 男は64歳女は59歳までである

＊＊は 障害発生率の概数から試算した結果である

つぎに障害の種類や程度別にみた障害者数についてみておこう。利用できるデータは、労働力調査と障害者調査である。

労働力調査では、インペアメントから障害種類をとらえており、身体障害者が78.1%ともっとも多く、ついで感覚障害者10.9%、精神障害5.4%の順となっている（表6-2）。身体障害の中では、運動器官(locomotor apparatus)、皮膚異常過敏(skin allergies)、呼吸器官(respiration)、心臓など循環器官(circulation, heart)が多い。

また、障害者調査では、日常活動で制限をもつ障害者の障害種類を、WHOの国際障害分類(I.C.I.D.H. : International Classification Impairments, Disabilities and Handicaps/Disadvantages)のディスアビリティ(Disability)レベルにもとづいて把握している。表6-3の表側は、そのディスアビリティの大分類と対応している。年齢別にその障害種類をもつ人数を

表示しているが、一人が複数の回答をすることがあるため合計は100%とはならない。I.C.I.D.H.の分類にあてはめることができない項目もある。16~59歳層に注目すると、移動の能力低下が52.4%、個人ケアの能力低下が50%と半数以上を占める障害の種類である。ついで多いのは、行動能力の低下のなかの認識能力の低下が39.5%、関係における能力低下が33.7%である。そして、行動能力低下のなかには知的障害者(intellectual impairment)が含まれている。また、同じ障害者調査では、障害程度を1~10の段階で把握している(表6-4)。

障害の発生原因については、労働年齢階層で、現在、経済活動をしている職業生活障害者(127万人)に限定したデータがある。それによると、「先天性や分娩前後」よりも「漸進的進行」(23.7%)、「事故」(23.4%)、「疾病」(22.2%)など、その原因が多様化していることがわかる(表6-5)。

表6-2 障害種類別障害者数
-労働力調査86年-

インペアメント	千人	%
精 神		
(Epilepsy, depression, nerves)	365	5.4
感 覚		
(Sensory)		
-hearing	373	5.5
-sight	362	5.4
身 体		
(Physical)		
-circulation, heart	741	11.0
-respiration	851	12.7
-digestion	462	6.9
-diabetes	144	2.1
-locomotor apparatus	2,015	30.0
-skin allergies	1,032	15.4
そ の 他	377	5.6
計	6,722	100

表 6-3 年齢・障害種類別障害者数
－障害者調査（成人・児童）85年－
(複数回答)

I. C. I. D. H. の能力低下の分類	16歳未満		16～59歳		60歳以上		計	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
行動能力の低下(Bhaviour)	*		*		*			
- awareness	151	4.2	762	39.5	942	22.0	1,855	28.3
- relations	237	65.8	650	33.7	696	16.3	1,583	24.1
コミュニケーション能力低下(Communication)								
- oral	121	33.6	376	19.5	826	19.3	1,323	20.2
- aural	65	18.1	557	28.9	2,032	47.5	2,654	40.5
- visual	22	6.1	293	15.2	1,375	32.2	1,690	25.8
- other	—	—	—	—	—	—	—	—
個人ケアの能力低下(Personal care)	198	55.0	964	50.0	2,939	68.8	4,101	62.5
移動の能力低下(Locomotion)	100	27.8	1,009	52.4	3,323	77.7	4,432	67.6
- walking	—	—	—	—	—	—	—	—
- climbing stairs	—	—	—	—	—	—	—	—
- running	—	—	—	—	—	—	—	—
- going out	—	—	—	—	—	—	—	—
身体配置の能力低下(Use of the body in certain everyday tasks)	22	6.1	275	14.3	955	22.3	1,252	19.1
器用さの能力低下(Clumsiness)	39	10.8	418	21.7	1,318	30.8	1,775	27.1
状況の能力低下(Situation-related)								
- dependence and resistance	—	—	—	—	—	—	—	—
- physical environment	—	—	—	—	—	—	—	—
- other	—	—	—	—	—	—	—	—
特殊技能能力低下(Particular skills)	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の活動制限(other restrictions)	19	5.3	163	8.5	228	5.3	410	6.2
合 計	360	100	1,927	100	4,274	100	6,560	100

注) * 「行動能力の低下」の中に、知的障害者(intellectual impairment)を含めた。

** 在宅の障害者のみである。

表 6-4 年齢・障害程度別障害者数
－障害者調査(成人・児童)85年－

障害等級	0~15歳		16~29歳		30~49歳		50~69歳		70歳以上		計
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	
1	33	9.2	60	17.6	185	23.3	498	23.4	454	15.4	1,230 18.7
2	19	5.3	32	9.4	89	11.2	339	15.9	379	12.9	858 13.1
3	48	13.3	33	9.7	97	12.2	285	13.4	335	11.4	798 12.1
4	43	11.9	44	12.9	106	13.3	251	11.8	304	10.3	748 11.4
5	43	11.9	43	12.6	93	11.7	243	11.4	329	11.2	751 11.4
6	38	10.6	40	11.8	74	9.3	148	7.0	283	9.6	583 8.9
7	46	12.8	26	7.6	61	7.7	130	6.1	269	9.1	532 8.1
8	31	8.6	23	6.8	48	6.0	104	4.9	221	7.5	427 6.5
9	25	6.9	19	5.6	26	3.3	95	4.5	224	7.6	389 5.9
10	34	9.4	18	5.3	16	2.0	33	1.6	144	4.9	245 3.7
計	360	100	340	100	795	100	2,127	100	2,941	100	6,562 100

表 6-5 障害の発生原因
－職業生活障害者調査89年－

主要原因(Main cause of complaint)	男	女	計	
	千人	千人	千人	%
先天性と分娩の前後 (Congenital and perinatal)	118.4	101.1	219.5	17.3
疾 病 (Disease)				
- common	125.8	122.4	248.2	19.5
- industrial	29.6	5.3	34.9	2.7
事 故 (Accident)				
- road	-	-	-	-
- industrial	111.0	26.6	137.6	10.8
- other	96.2	63.8	160.0	12.6
出産時などの事故 (Event in life (e. g. childbirth))	22.2	26.6	48.8	3.8
斬進的進行 (Gradual progression (no apparent cause))	162.8	138.3	301.1	23.7
そ の 他	74.0	47.9	121.9	9.6
計	740.0	532.0	1,272.0	100

3 障害者の就業と失業

障害者の就業状態については、労働力調査、成人障害者調査、職業生活障害者調査、この三つの調査で把握している。

労働力調査（1986年）では、障害者の就業者総数は141万人（表6-6-(1)）、前述した障害者総数672万人（表6-1-(1)）に対する比率=障害者就業率は20.9%である。そして、障害者が就業している産業分野は、健常者を含む全体と比較すると、障害者の方が多い産業は採掘・電気・ガス・水道業、逆に少ない産業は製造業であるという特徴がみられる。これは、採掘業などでは労働災害が多いことも関連しているのであろう。

表6-6-(1) 障害者の産業別就業
－労働力調査86年－

産業	障害者		就業者全体 %
	人數	%	
農業、漁業	70,450	5.0	2.5
製造業	154,990	11.0	22.4
採掘業、電気、ガス、水道	183,170	13.0	2.2
建設業	98,630	7.0	6.1
流通、ホテル、レストラン、修理	281,800	20.0	20.1
運輸	84,540	6.0	5.8
銀行、保険	140,900	10.0	10.1
公共サービス	394,520	28.0	29.8
不明			0.9
計	*	1,409,000	100

注) * 保護的就業を含む。

成人障害者調査（1985年）では、年齢は不明であるが、障害者で報酬を得る仕事がある就業者総数は66万人（表6-7）、前述した16～59歳の障害者総数193万人（表6-1-(2)）に対する比率＝障害者就業率は34.2%である。

職業生活障害者調査では、職業生活障害者の就業者総数は99万人（表6-6-(2)）、前述した職業生活障害者総数285万人（表6-1-(3)）に対する比率＝職業生活障害者就業率は34.7%である。そして、就業先の産業分野ではその分類が多少細かくなっているが、労働力調査とほぼ同じ傾向がみられる。ただし、金融・保険業の就業者比率が就業者全体と比べ低いことが目につく。

また、「障害者雇用割当制度」との関連については、その適用障害者調査から、障害者のなかで障害登録をして民間で就業している人が、1989年で10万人いることがわかる（表6-7）。そして、その人数は1980年以降、急速に減少傾向を示している。しかし、この数は、これまでみてきた三つの調査の就業障害者総数と比べ、きわめて小さい数で障害者の就業全体の一部しか該当していないことがわかる。つまり、「障害者雇用割当制度」が十分機能していないことがわかる。

通常、障害者の就業状態をみる際に、競争的な市場環境、つまり、一般的環境(ordinary environment)のもとで就業しているのか、それとも市場からの競争をある程度制限した環境、つまり保護的環境で就業しているのか、この二つに区分がされることが多い。本稿で利用したEC刊行の『障害者の統計データ集』においても、この2区分をとりいれて整理している。表6-7は、一般的環境での就業障害者数を把握したものであるが、ここでは保護的就業者も含めて就業者として把握している。

つまり、労働力調査や成人障害者調査では報酬をともなう仕事をしている保護的就業を含むので、厳密な意味で一般的環境のもとでの就業だけをとりだすことができない。保護的就業の定義・範囲にもよるが、両者を区別することが難しいことを示唆している。職業生活障害者調査から、厳密な意味で通常の環境のもとでの就業者数を編者が推計している。1989年に65万人がいることがわかる。しかし、この数値については、十分理解することができないので、本稿ではとりあげない。

保護的環境のもとでの就業者についてみておこう。保護的就業機会は、具体的にはレンプロイ公社(Remploy Ltd)以外にも、地方自治体(a local authority)、視覚障害者の協会(an association for the visually handicapped)、慈善協会(a charity association)、企業内保護的就業制度(S P S : Sheltered Placement Scheme)で提供されている。このうち、企業内保護的就業制度は、重度障害者が賃金助成を受けながら働くことを支援する対策であり、それ以外は保護工場

(Sheltered workshop)で、障害者のために特別に設立された工場である。

表 6－6－(2) 障害者の産業別就業
－職業生活障害者調査89年－

産業	障害者		就業者全体
	人数	%	%
農業、漁業	29,610	3.0	2.1
製造業	98,700	10.0	20.8
採掘業、電気、ガス、水道	157,920	16.0	1.8
建設業	69,090	7.0	6.8
流通、ホテル、レストラン、修理	118,440	12.0	* * 19.8
運輸	49,350	5.0	5.8
銀行、保険	69,090	7.0	11.5
公務	59,220	6.0	* * * 29.7
教育	78,960	8.0	
その他サービス	157,920	16.0	
不明	49,350	5.0	1.7
計	987,000	100	100

注) * 保護的就業を含む。

* * 商業、ホテル、レストランを含む。

* * * 公共的サービス

表 6-7 一般的環境での就業障害者数
 -労働力調査86年、障害者調査(成人)85年、
 障害者雇用割当制度適用者調査89年、職業生活障害者調査89年-

(人)

年、部門	労働調査	障害者調査 (成人)	障害者雇用割当 適用者調査	職業生活 障害者調査
1980年 民間部門			216,511	
1981年 民間部門			* * *	181,984
1982年 民間部門			* * *	166,136
1983年 民間部門			* * *	143,948
1984年 計 公共部門 民間部門	*	1,278,000		* * *
1985年 計 公共部門 民間部門	*	1,380,000	* *	136,402
1986年 計 公共部門 民間部門	*	1,409,000		123,229
1987年 民間部門			116,504	
1988年 民間部門			106,743	
1989年 計 公共部門 民間部門			96,805	* * * *
			95,126	654,000

注) * 保護的就業を含む。

* * 報酬をともなう仕事をもつ人である。このなかには保護的就業で収入をえている人を含む。

* * * G B のみ

* * * * 労働力調査と合わせて試算してみた推進値である。このうち男性は58%，女性は42%である。

表6-8-(1)は、雇用庁(Employment Service)が実施した所得調査からみた保護的就業者数である。そこでは、前述した保護的就業機会のうち、レンプロイ社に就業している8,686人と企業内保護的就業制度（S P S : Sheltered Placement Scheme）あるいは保護的産業グループ（S I G s : Sheltered industrial groups）プログラムで就業している人を含まず、結局、保護的工場(sheltered workshop)のみを把握している。このようにこのデータは保護工場という限定があるが、そこでの就業者数は5千人で40歳未満が多いことがわかる。

表6-8-(1) 保護的環境での就業者数

－保護的就業調査90年－

年齢	人 数	%
16～24歳	531	9.7
25～39歳	2,215	40.4
40～49歳	1,225	22.4
50～59歳	1,200	21.9
60歳以上	305	5.6
計	5,476	100
	4,307	
	1,169	

注) * レンプロイ社で働く8,686人は含まない。

また、職業生活障害調査では、障害者の就業者総数99万人のうち、保護的就業者は3%で、約3万人と推計している(表6-8-(2))。そして、1週間の就業時間としてはフルタイムで働く人が88%と多いことを明らかにしている。障害の程度については、障害者雇用専門官(D R O)による1944年の「障害(雇用)法」の障害2区分(セクションIは、一般の労働環境で働くことができる障害労働者、セクションIIは、特別な条件なしでは職を得たり、維持することができない障害労働者)の評価でみると、保護的就業者はセクションIIが70.2%と多いことは当然として、保護的就業者のうち約30%がセクションIと評価されていることに注目すべきであろう。

表 6-8-(2) 保護的環境での就業者数
－職業生活障害者調査89年－

1週の就業時間	人数	%	1994年法による 障害程度の部分	人数	%
フルタイム	28,160	88.0	Section I	8,960	29.8
15~30時間	1,600	5.0			
15時間未満	960	3.0	Section II	21,120	70.2
とくに決まっておらず 柔軟な勤務	1,280	4.0			
計	32,000	100	計	30,080	100
男	21,440				
女	10,560				

注) * D R O s はこのなかの 6 % (1,920人) は、1944年法による障害者として登録できないと評価した。

最後に障害者の失業者についてみよう。それは労働力調査、障害者調査、職業生活障害者調査の三つの調査から把握できる。

労働力調査から、調査時点が多少異なるが労働力率と失業率を算出すると、以下のようになる。障害者の失業者数は42万人である(表 6-9-(1))。これに前述した障害者の就業者数141万人(表 6-6-(1))をあわせた障害者の労働力人口は183万人である。障害者総数672万人(表 6-1-(1))に対する労働力人口の比率(=労働力率)は27.2%と極めて低い。つまり、障害者の多くが非労働力化していることを示す。そして、その労働力人口に対する失業者率(=失業率)は、23%である。

表6－9－(1) 年齢別失業障害者数
－労働力調査86年－

年齢	障害をもつ失業者		失業者全体
	人数	%	%
16～19	32,000	7.7	16.7
20～24	52,000	12.5	20.9
25～34	75,000	18.0	25.4
35～49	145,000	34.9	23.4
50～59	90,000	21.6	11.2
60～64	22,000	5.3	2.4
計	416,000	100	100

表6－9－(1) の比率は、失業者総数の年齢構成比であるが、障害をもつ失業者では、中高年の35～49歳層、50～59歳層が、健常者を含む全体の数値と比べ高くなっていることが目につく。

障害者調査では、16～64歳の失業者総数は29万人である（表6－9－(2)）。前述した年齢は不明であるが、障害者で報酬をもつ仕事がある就業者総数は66万人（表6－7）であるから、労働力人口は95万人である。16～59歳の障害者総数193万人（表6－1－(2)）に対する比率（＝労働力率）は49.2 %である。労働力人口に対する失業者の比率（＝失業率）は30.5 %である。

表 6-9-(2) 年齢別失業障害者数
－障害者調査(成人)85年－

年齢	障害をもつ失業者		失業者全体
	人数	%	%
16~50	174,306	60.0	75.9 ***
男	99,940	54.3	73.2
女	74,366	69.7	81.6
50~64	116,311	40.0	24.1 ***
男	84,007	45.7	26.8
女	32,304 *	30.3	18.4
計	290,617 **	100	100
男	183,947	100	100
女	106,670	100	100

注) * 女性は50~59歳まで

** インタビューをした障害者の年齢別比率から算出、そのため他の表の数字とは異なる。

*** 失業者全体の数値は16~44歳、45~64歳の2区分である。

表 6-9-(2) は、失業者総数の年齢構成で、年齢区分が異なるので正確な比較はできないが、失業障害者の年齢構成を、健常者を含む全体と比べると50~64歳層において構成割合が高い。

職業生活障害者調査では、失業者総数は29万人である(表 6-9-(3))。このなかには1年以内の労働希望者(10万人)は含んでいない。この29万人に前述した職業生活障害者の就業者総数99万人(表 6-6-(2))を加えた労働力人口は128万人である。16~64歳層の職業生活障害者総数285万人(表 6-1-(3))に対する比率(=労働力率)44.9%である。労働力人口に対する失業者の比率(=失業率)は、22.7%である。

表 6-9-(3) 年齢別失業障害者数
－職業生活障害者調査89年－

年齢	職業生活障害をもつ失業者		失業者全体 **
	人数	%	
16~24	37,050	13.0	29.0
25~34	45,600	16.0	25.5
35~44	65,550	23.0	16.5
45~54	76,950	27.0	15.6
55~59	39,900	14.0	11.2
60~64	19,950	7.0 *	2.2
計	285,000	100	100
男	166,000	100	100
女	119,000	100	100

注) * 男性のみ

** Eurostatのデータ

表 6-9-(3)) は、失業者総数の年齢構成であるが、失業障害者は、健常者を含む全体と比べると45歳以上において構成割合が高いのが特徴である。

障害の程度と失業の関係を、成人障害者調査からみたのが、表 6-10である。ここでは失業者の障害程度別構成比を示しているが、程度 1 ~ 2 が39.7%、程度 3 ~ 4 が26%と、この二つで 2 / 3 を占めている。このことから障害程度が重い障害者の失業が多いことがわかる。

表 6-10 障害程度別失業障害者数

-障害者調査(成人) 85年-

障害の程度、性	人数	%
1～2	103,490	39.7
男	65,930	44.7
女	37,560	33.2
3～4	67,700	26.0
男	38,880	26.3
女	28,820	25.5
5～6	60,190	23.1
男	27,710	18.8
女	32,480	28.7
7～8	27,100	10.4
男	14,000	9.5
女	13,100	11.6
9～10	2,220	0.9
男	1,080	0.7
女	1,140	1.0
計	260,700 *	100
男	147,600	100
女	113,100 **	100

注) * 男女とも16～59歳

** インタビューをした障害者の障害程度別比率から算出、そのため他の表の数字とは異なる。

4 職業生活障害者

これまで利用した統計は、E C刊行の『障害者の統計データ集』に掲載されたものであった。ここでは、障害のなかでも職業生活障害に焦点をあて、前述の S C P R調査の報告書(P.Prescott-Clark [1990])を利用しながら再度とりあげ、労働市場における職業生活障害者の状態をさらに詳細に明らかにする。E C刊行の『障害者の統計データ集』でとりあげられなかつた統計についてみる。

この調査報告書では、サンプルから復元した結果が公表されている。復元の元となったフルインタビューの対象者は、労働年齢で、経済活動(economically active)をしており、健康問題や障害(disability)が職業生活で障害をもたらしている人である。この経済的活動は、障害者の行動特性を考慮しながら、広い意味で使用しており、そのなかには、たとえ現在、職探しをしていても、12カ月以内に経済活動につくことを希望している人も含めている。その結果、ウエイトをつけていない復元する前の集計対象者総数は、1,446人である。そして、その内訳は以下の通りである。

フルインタビュー(full interview)調査の集計合計	1,446人
うち、①調査時点で就業中	1,037人
②仕事をもつことを望んでいたが働いていなかった人	302人
③現在、職を探していなくても12カ月以内に、 労働することを希望していると回答した人	107人

上記の①と②の1,339人が、「経済活動」(economically active)人口である。②が公式統計でとらえている失業者にあたる。この「経済活動人口」は、通常用いられる労働力人口と対応している。しかし、それ以外にも、障害者が働くことを希望しているにも拘わらず、障害ゆえに仕事を探すことをあきらめる人が多い事実を重視して、この調査では③のカテゴリーの労働希望者を含めている。そのためこの調査には、「経済活動人口」(労働力人口)と「労働希望者」の二つの大きなカテゴリーを含む。以下で述べる調査結果も、この二つのカテゴリーを分けて表示してある。また、結果表の比率はサンプルを復元した数値から算出したものである。復元する前のサンプル数も参考として掲載している。なお、本稿の以下では、上記の①を「就業者」、②を「失業者」、③を「労働希望者」とする。

表6-11は、職業生活障害者のうちの経済活動人口（復元する前のサンプル数は1,339人）について、その経済活動状態を示したものである。この表では、「労働希望者」は除かれている。ウ

エイトをつけた経済活動人口は127万人である。就業中が78%、失業中が22%である。そして、就業者の内訳は85.7%が雇用者で、残り14.3%が自営業者である。また、失業中のうち、積極的求職者は68.1%を占めている。通常の労働力統計の失業者は、積極的な職探しが前提条件となるが、この調査では、障害者の行動特性を考慮しながら緩やかな基準で失業者を把握しているといえる。

表 6-11 職業生活障害者の経済活動状態

復元した人数(weighted)	1272千人
復元していない人数(unweighted)	(1339人)
計	100%
<hr/>	
就業(In work)	78 (987千人)
うち雇用(employee)	66
うち自営(self-employed)	11
失業(Wanting work)	22 (285千人)
うち積極的求職者(activity looking)	15

職業生活障害者の障害をもたらした疾病と障害(disability)の種類をみたのが、表6-12-(1)と表6-12-(2)である。前者の表では、職業生活障害をもたらした病気(complaint)に注目している。該当する全ての回答方式では48%、主要なもの一つの回答方式では41%が、筋肉一骨格系(Musculo-skeletal system)をあげている。

後者の表では、ディスアビリティ(disability)のレベルで障害種類を12項目から把握している。実際の調査では、例えば運動障害の場合には、不安で立ち止まらずに1／4マイル歩くことができない、全く歩くことができない、長時間立ちつづけたり、座わりつづけることが困難、など下位の項目も設定してある。

この12項目の回答状況を、経済活動人口についてみると、73%が1項目以上を回答しており、その平均回答項目数は1.7項目である。障害種類では「運動」障害が40%と最も多い。他方、労働希望者は、79%が1項目以上を回答しており、その平均回答項目数は2.3と、経済活動人口よりも高い。そして、「運動」障害をあげる人が49%と経済活動人口よりも高い。この12項目は、政府統計局(O P C S : Office of Population Censuses and Survey)の障害種類尺度(O P C S disability-type scale)である。つまり、これはO P C Sの障害分類である。

表 6-12-(1) 職業生活障害をもたらした疾病

(つづく)

疾 痘	経済活動人口				労働希望者
	計		就業者	失業者	
	該当する 全て	主要な 一つ	該当する 全て	該当する 全て	
weighted 千人 (unweighted) 人	1272 (1339)	1272 (1339) %	987 (1037) %	285 (302) %	104 (107) %
筋肉一骨格系 <u>Musculo-skeletal system</u>	48	41	48	50	37
四肢の欠損 (Absence of loss of extremity)	1	1	1	2	—
関節炎、リューマチ (Arthritis and rheumatism)	21	16	19	25	12
—head or neck	2	2	2	2	2
—shoulder, arm, elbow					
—wrist or hand	7	5	8	5	1
—spine	5	4	4	7	4
—hip, knee, ankle or foot	10	8	10	9	4
—site not specified	4	3	3	6	2
損傷(Injuries, diseases or deformities)	29	25	30	25	28
—Head, ear, face or throat	2	1	2	1	3
—Shoulder, arm, elbow, wrist or hand					
—Paraplegic	5	4	5	4	6
—Other spinal injuries	1	1	1	1	1
—Thorax, abdomen, pelvis and stomach	16	14	17	13	12
—Hip, thigh, leg, knee or foot					
視覚 <u>Eye complaints/defects</u>	9	7	9	9	11
聴覚 <u>Ear complaints/defects</u>	7	5	7	7	6
呼吸器系 <u>Respiratory system</u>	7	4	7	4	2
—asthma	16	11	16	15	11
—bronchitis & emphysema	9	6	10	4	8
—other diseases	5	3	4	9	3
—other diseases	4	2	4	3	2
消化器系疾病 <u>Diseases of the digestive system</u>	6	4	6	5	5
泌尿生殖器系疾病 <u>Diseases of genito-urinary system</u>	2	1	2	2	2
心臓・循環器系疾病 <u>Diseases of the heart and circulation system</u>	13	8	12	14	12
皮膚の疾病・変調 <u>Skin disease or disorders</u>	6	4	6	8	6

(つづき)

疾 病	経済活動人口				労働希望者
	計		就業者	失業者	
	該当する 全て	主要な 一つ	該当する 全て	該当する 全て	
weighted 千人 (unweighted) 人	1272 (1339)	1272 (1339)	987 (1037)	285 (302)	104 (107)
精神的変調					
<u>Mental disorders</u>	11	7	9	20	29
- psychoneuroses	9	5	8	13	25
- other mental illness	1	1	*	3	1
- mental sub-normality	2	1	1	4	2
神経系疾病					
<u>Diseases of the nervous system</u>					
(other than eye/ear)	8	7	8	11	12
- epilepsy	5	4	4	7	3
感染・寄生虫					
<u>Infections and parasitic</u>	*	*	*	—	—
腫瘍					
<u>Neoplasms</u>	2	2	2	1	1
内分泌腺・新陳代謝					
<u>Endocrine & metabolic</u>					
- diabetes	4	3	4	5	4
- other	3	2	3	4	2
1	1	1	1	1	3
血液・造血剤疾病					
<u>Diseases of blood and blood-forming agents</u>	1	*	1	1	1
先天的異常					
<u>Congenital abnormalities</u>	*	*	*	1	—
その他の病気・不明					
<u>Other, ill-defined and vague</u>	4	3	4	5	3
- dyslexia	1	1	2	*	—

表 6-12-(2) 職業生活障害者の障害種類

障害の種類	経済活動人口					労働希望者	
	計	就業者			失業者		
		計	雇用者	自営業者			
weighted 千人 (unweighted) 人	1272 (1339) %	987 (1037) %	818 (860) %	142 (148) %	285 (302) %	104 (107) %	
運動 (Locomotion)	40	37	36	40	51	49	
伸縮 (Reaching and stretching)	6	6	6	7	7	11	
巧緻 (Dexterity)	16	15	16	10	18	22	
視覚 (Seeing)	14	14	14	11	22	23	
聴覚 (Hearing)	20	20	20	20	21	19	
抑制 (Continence)	8	7	6	7	12	10	
コミュニケーション (Communication)	9	8	9	6	12	12	
行動 (Behaviour)	18	14	15	10	30	30	
知的機能 (Intellectual functioning)	19	17	17	15	27	28	
知覚 (Consciousness)	4	3	3	3	7	2	
消化機能 (Digestion)	9	8	7	14	11	16	
外観 (Disfigurement)	7	7	6	10	9	6	
上記の12項目の回答状況							
1つ回答	73	71	72	67	79	79	
平均回答項目数	1.7	1.6	1.5	1.5	2.3	2.3	

職業生活障害をもたらした病気(complaint)が発生した年齢についてみたのが、表6-13である。全体では、発生年齢が20歳未満が27%を占めている。調査時点で55歳以上の人についてみると、45~54歳で病気が発生している人が43%と多いことがわかる。また、調査時点で45~55歳の人についてみると、35~44歳で発生している人が40%と多い。調査時点で35歳未満の人についてみると、20歳未満で発生した人が87~45%と多い。

表6-13 職業生活障害者の障害をもたらした疾病的発生年齢

障害発生年齢	経済活動人口 現在の年齢					
	16~24	25~34	35~44	45~54	55~59/64	計
	weighted 千人 (unweighted) 人	154 (145)	208 (215)	320 (347)	324 (364)	265 (268)
19歳以下	87	45	23	8	6	27
20~24	11	24	13	8	2	11
25~34	—	31	30	15	6	18
35~44	—	—	30	40	20	22
45~54	—	—	—	27	43	16
55~59/64	—	—	—	—	23	5
不明	3	1	4	3	1	2

この調査では、労働障害を把握するために以下の12項目を設定、回答を得点化するという興味深い試みを行っている。前述したO P C Sのスケールが、生活レベルの障害を把握しているのに対して、これは労働に限定しているという大きな違いがある。その結果が表6-14である。

- 1日のうち通常の7~8時間の労働ができない
- 1週間のうち5日間の労働ができない
- 健康状態のために期待されている定期的な時間外労働ができない
- 1年のうち病気で20日間以上仕事をしていない
- 最近5カ年間で、1カ月で5日間以上つづけて労働をしなかった
- 1日に10分間以上の仕事の中断を数回した
- 30分以上の仕事の中断をした

- ・ 家で仕事をした
- ・ 少なくとも現在のいくつかの仕事をする上で助け(help)を必要とした
- ・ 仕事をするために特別の機器(equipment)や支援(aids)を必要とした
- ・ 建物に入るために特別に必要とするもの(needs)がある
- ・ 健康で問題がない人よりも仕事の生産性が低い

表 6-14 職業生活障害者の労働障害スコア

得点	就業者計	雇用者	自営業者	失業者	労働希望者
weighted 千人 (unweighted) 人	987 (1037) %	835 (880) %	142 (148) %	285 (302) %	104 (107) %
なし	47	50	26	39	24
1	25	24	26	21	20
2	14	14	16	13	13
3	8	6	14	13	14
4	3	3	2	6	11
5	3	2	9	5	14
6 以上	1	1	6	4	3
平均得点	1.12	0.97	1.96	1.58	2.24

上記の各項目に1点を与え最高12点の得点化の結果から、労働希望者の平均得点が2.24と最も高いことがわかる（表6-14）。ついで高い得点は、自営業者であり、この労働障害と自営業の就業が関連していることを示唆している。これに対して、雇用者の得点は0.97と就業者全体の平均と比べ低い。

障害登録をする人が減少していることについては前述したが、この調査結果から、職業生活障害者の多くが「障害者（雇用）法」で規定されている障害者登録制度についてそもそも知らないことが明らかとなった（表6-15）。これは、ジョブセンター（Job centres）やキャリアオフィス（Careers Offices）で、障害者登録制度について聞いたことがあるかどうか、に対する自己申告による回答結果である。経済活動人口のなかで、知っている人の比率が最も低いのは失業者である。ついで、自営業者である。他方、労働希望者もその比率はさらに低く、44%にすぎない。また、実際に障害者登録グリーンカード（Green Card）をもっている人は、経済活動人口で13%にすぎないことも明らかにしている。

表6-15 職業生活障害者の障害登録の認知と登録状況

認知と登録者	経済活動人口					労働希望者
	計	就業者	雇用者	自営業者	失業者	
	weighted 千人 (unweighted) 人	1254 (1339)	987 (1037)	835 (880)	142 (148)	285 (302)
	%	%	%	%	%	%
障害者登録制について 聞き知っている	59	61	62	57	53	44
障害者グリーンカードの登録	18	13	14	8	15	8

この調査結果を分析する過程で、いくつかの質問を操作・組み合わせることによって自動的に障害登録が可能である障害者を識別することができず、D R O（障害雇用専門官）105人の助けをかりて、経済活動人口と労働希望者のサンプル1,346人について、障害程度に関する評価をしてもらった。その結果が、表6-16である。そのD R Oによる評価結果では、経済活動人口のうち84%が障害者登録が可能な障害者であった。残りの16%が登録可能性がない障害者である。そのなかには、労働市場で障害がとくに問題にならない人と、労働市場に参加するには障害程度が余りにも重すぎる障害者の両方が含まれている。経済活動人口のうち、前者が9%、後者が8%を占めていた。他方、失業者についてみると、登録可能性のある人は73%と経済活動人口と比べ少なく、むしろ、労働市場に参加するには障害程度が重すぎる障害者の比率が23%と多いことが注目される。

表6-16 D R Oによる職業生活障害者の登録可能性の評価

登録可能性の評価	経済活動人口				
	計	就業者	雇用者	自営業者	失業者
weighted 千人 (unweighted) 人	1272 (1346) %	987 (1042) %	835 (882) %	142 (151) %	285 (304)
登録に必要な障害程度ではない	9	10	10	9	5
登録が可能である	84	87	87	84	73
セクション I	55	59	60	57	38
セクション II	29	27	27	28	34
労働市場にいるには障害程度が重すぎる	8	4	3	7	23

この調査では過去の経歴についても把握しているが、以下では、職業生活障害者の労働・職業の現在の状態に限定してみておこう。

表6-17は、就業している職業生活障害者の現在の状態を職業、従業上の地位、産業、組織規模などからみたものである。また、87年の家計調査と、86年の労働力調査の結果（健常者を含む就業者全体）との比較も可能である。職業分類については、社会・経済分類とK O S分類を使用している。K O S (Key Occupations for Statistical Purposes)は、統計のための職業分類で161の項目があるが、ここでは16の項目にまとめてある。組織規模については、自分が働いている職場(workplace)と会社(organisation,company)の両方から把握している。なお、このデータには障害をもつ就業者全体の3%を占めている保護的環境での就業者は含まれていない。

表 6-17-(1) 職業生活障害者の現在の職業、従業上の地位

職業など	計	男	女	1987年 GHS 就業者全体 %	1986年 LFS 就業者全体 %
weighted 千人 (unweighted) 人	987 (1037) %	574 (587) %	413 (450) %		
従業上の地位					
雇用者	85	81	90		88
自営業者	14	18	10		12
労働時間					
フルタイム(31時間以上)	72	88	50		76
パートタイム	25	9	46		24
不明	3	3	4		*
社会・経済分類					
管理／専門	12	15	8	21	
その他のホワイトカラー	30	19	44	33	
熟練	26	37	10	25	
半熟練					
サービス	25	21	30	16	
不熟練	6	5	7	5	
分類不能	1	2	1	—	
KOS職業分類					
専門	13	10	16	20	
管理	8	10	5	9	
事務	17	10	26	16	
販売	6	6	6	7	
サービスなど	15	8	26	12	
素材生産工程従事者など	10	11	8	7	
金属／電機の工程従事者など	8	12	1	10	
塗装および定型組立	6	6	6	4	
運輸など	7	12	1	5	
その他	9	15	4	9	

表 6-17-(2) 職業生活障害者の現在の産業、組織規模

産業、規模	計	男	女	1987年 GHS 就業者全体 %
weighted 千人 (unweighted) 人	987 (1037) %	574 (587) %	413 (450) %	
産業分類				
金属、機械、自動車	10	13	5	11
その他の製造	16	17	13	13
建設	7	11	2	7
流通	12	10	14	
ホテル・サービス	4	3	7	20
修理	1	2	1	
運輸	5	7	2	6
金融・保険	7	6	8	10
公共管理	6	7	6	
教育	8	5	13	28
その他のサービス	16	8	26	
その他	3	4	1	5
不明	5	5	3	*
職場の規模				
20人未満	39	38	40	
20~24人	5	5	5	
25~99人	20	20	20	
100~499人	18	19	17	NA
500~999人	5	5	5	
1,000人以上	8	9	6	
不明	5	4	7	
企業規模				
20人未満	35	36	34	
20~24人	1	1	1	
25~99人	4	4	4	
100~499人	5	6	5	NA
500~999人	2	2	1	
1,000人以上	40	40	39	
不明	13	11	15	

従業上の地位では、雇用者が85%、自営業者が15%である。雇用者の比率は女性が男性よりも高い。就業者全体と比較すると、障害者の雇用者比率は少し低い。職業生活障害者の雇用者と自営業者の比較から興味深いことがわかる（表6-18）。前述したD R Oによる障害登録の可能性の評価やO P C Sの平均得点（生活スコア）では、両者であまり差がない。しかし、平均労働時間では、雇用者よりも自営業の方が長い。また、前述した労働障害スコアでは、雇用者と比べ自営業者は2倍の回答をしている。つまり、多くの労働障害を抱えている人が、長時間就業の自営業者となっていることを示唆している。そして、自営業者の多くがあげている労働障害の具体的項目は、「病気で1年に20日以上休む」、「休憩をとるため定期的に仕事を中断する」、「通常の週労働ができない（1例えば、週5日間、1日7～8時間の労働）」などである。

週31時間以上のフルタイムの就業者は72%で、就業者全体と比べその比率は低い。（表6-17-(1))女性障害者のパートタイム就業者の比率がとくに高い。ここでは表示していないが、男性フルタイムの成人就業者の稼得額（「1989年の新賃金調査）の中央値は200～249ポンドで、今回調査で明らかとなった職業生活障害者の男性フルタイムの成人就業者の稼得額の中央値は150～199ポンドといくらかの差がみられた。

ホワイトカラーの職業に就いている者の比率は52%である。その比率は男性で34%と女性の52%よりも低い。就業者全体のホワイトカラー比率は54%なので、職業生活障害者のその比率とあまりかわらない。K O S分類では、障害者の男女差が大きい。すなわち、女性は「事務とその関連」（Clerical & related）が26%、「サービスなど」（Catering etc.）が26%、と両者をあわせて半数以上にも達する。これに対して男性は、その2つの職業では18%しか就業しておらず、いろいろな職業に分散している。就業者全体と比べ、障害者は「専門職とその関連」がとくに低くなっている。

職業生活障害者の従業先についてみよう。産業では、男女ともに「その他製造業」（Other manufacturing）と流通（Distribution）が、それぞれ10%以上と多い。そして、それ以外の産業では、男性は「金属、機械、自動車」（Metal goods,engineering & vehicle industries）の13%、「建設」（Construction）の11%が多い。女性は「その他サービス」（Other services）の26%と「教育」（Education）の13%が多い。

企業規模では、20人未満規模が35%、20～999人規模が12%、1000人以上規模が40%と、2極に分化しているのが特徴である。また、職場の規模では、男女ともに20人未満が39%と多く、100人未満でみると64%にも達している。中規模の職場は、大企業の組織の一部であることがあるが、小規模の職場の多くは、小企業と一致している。

表 6-18 職業生活障害者の雇用者と自営業者 (%)

評価など	雇用者	自営業者
weighted 千人 (unweighted) 人	835 (880)	142 (148)
D R O の評価		
登録に必要な障害程度ではない	10	9
登録可能である	87	84
－セクションⅡ	27	28
就業するには重度すぎる	3	7
O P C S の分類基準		
障害分類の平均得点	1.5	1.5
労働時間		
フルタイム		
50時間以上	14	36
31～49時間	60	32
パートタイム		
15～30時間	18	19
15時間未満	7	6
不明	2	7
週平均時間（時間）	36.4	44.4
労働障害の得点	1.0	2.0
仕事上の障害		
健康状態のため在宅で仕事をしなければならない	1	19
通常の週労働ができない	19	40
（たとえば週5日間、1日7～8時間）		
健康状態で問題のない人に比べ労働日が少ない	15	34
健康状態で問題のない人に比べ3／4かそれ以下	11	28
一週の労働日が多様である	3	12
1日の労働時間が多様である	4	14
病気で1年に20日以上休む	23	48
休憩をとるため定期的に仕事を中断する	23	48
1日数回の中止	7	15
職務のなかで普通の部分の仕事ができない	26	36
仕事をするための助けが必要	20	28

1944年の「障害者（雇用）法」の、障害者割当雇用制度では雇用者20人以上規模の企業は雇用者全体の3%を登録障害者に割当てなければならないことが法的に義務づけられている。しかし、この調査結果からは、その法的規制がない雇用者20人未満の企業に、職業生活障害者の35%が就業していることがわかる。

最後に職業生活障害者の保護的就業についてみておこう。この調査から、現在、職業生活障害者で就業している人のうち、保護的環境で就業している人は3%にすぎない（表6-19-(1)）。復元した推計値では3万人である。これに対して、一般的環境で就業している人は95%であった。保護的環境での就業は、男性が女性よりも多い。そして、具体的にはレンプロイ社(Remploy Ltd)、地方自治体(local authority)、視覚障害者の協会(an association for the visually handicapped)、慈善協会(charity association)、企業内保護的就業制度（S P S : Sheltered Placement Scheme）で就業している。なお、企業内保護的就業制度は、重度障害者が賃金助成を受けながら働くことを支援する制度である。これに対して、保護工場(Sheltered workshop)は、障害者のために特別に設立された工場である。保護的就業のなかでは、レンプロイを含め保護的工場が3／4を占める、S P Sは1／4にすぎない（表6-19-(1))³⁾。

表6-19-(1) 職業生活障害者の保護的就業

保護的就業の内容	計	男	女
weighted 千人 (unweighted) 人	987 (1037) %	574 (587) %	413 (450) %
保護的就業	3	4	2
非保護的就業	95	94	96
不明	2	2	1
保護的就業の内容			
レンプロイ	1	1	*
地方配置	1	1	1
盲人団体	1	1	*
ボランティア団体	*	*	*
保護的配置	1	1	*

表6-19-(2)は、現在、一般的環境と保護的環境で就業している者、さらに保護的環境でのみ就業が可能である就業希望者、この三つのグループの特徴を比較したものである。保護的就業希望者については、労働障害スコアやO P C Sスコア（生活障害スコア）の得点がとくに高く、障害程度が重いことがわかる。とくに、後者の得点が高いことが目につく。さらに、労働総量が健常者と比べ劣る、あるいは、週20時間以上労働が不可能と評価している人が多い。こうしたこともあるって、D R Oの障害登録可能性の評価では、就業するための障害があまりにも重度であると評価された人が半数以上にも達している。これに対して、労働障害スコアでは、一般的環境と保護的環境での就業者の差異はみられない。障害登録のセクションIIは保護的環境での就業に適当とみられているが、D R Oの評価では、保護的環境で就業している人のうち28%がセクションI（一般的環境での就業が適当）と評価している。

表6-19-(2) 一般的就業者と保護的就業者

性、評価など	一般的就業	保護的就業	保護的就業のみが可能な非就業者
weighted 千人 (unweighted) 人	954 (1010) %	32 (31) %	43 (51) %
性			
男	58	67	54
女	42	33	46
労働障害得点			
1つ以上	53	64	87
平均得点	1.1	1.1	2.8
O P C S障害得点			
1つ以上	70	95	100
平均得点	1.5	2.5	3.7
健常者で比べた生産性			
1日の仕事量が少ない	18	20	44
1週5日、35時間以上の労働能力	77	88	28
－週20時間未満	5	3	23
D R Oの評価			
登録可能性	83	94	42
－セクションI	58	28	9
－セクションII	25	66	33
就業するには重度すぎる	4	3	51